

入札金額内訳書の作成について

入札金額内訳書を持参又は郵送する場合には、下記により入札金額内訳書を作成すること。

(1) 入札書の作成

ア 入札金額内訳書は、日本語で記載すること。また、入札金額内訳書に記載する金額は日本国通貨とすること。

イ 入札金額内訳書は、所定の様式によること。

(2) 入札金額内訳書の記載項目

ア 年月日

開札年月日とする。

イ 入札者住所商号代表者及び押印

記載するに当たって、次の点に注意すること。

代表者でない者が、当該入札において代理人（代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は、次の例のとおりとなる。

例) ○○市○○町○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

上記代理人（復代理人） ○○ ○○ 印

ウ 入札金額内訳書の記載金額（金額の訂正は認めない）

エ 契約希望単価（税抜き）を記入し、履行期間（4か年）における総予定数量を乗じたものを、金額欄へ記入する。

小計、消費税及び地方消費税相当額を記入し、合計金額を記入する。

※1 入札金額内訳書に記名・押印がないものは、その入札を無効とする。

※2 件名がないものは、その入札を無効とする。

※3 件名が誤っているものは、その入札を無効とする。（ただし、件名の一部に誤りがあるが、当該業務の入札金額内訳書であることが特定できる場合を除く。）

※4 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるものは、その入札を無効とする。（ただし、入札金額内訳書等の業務価格の合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。）